□不利益処分の処分基準

部	課室等	名	都市整備部 まちづくり推進総室 まちづくり推進課
不利益処分名			個人施行者の施行認可取消し
根	拠法	令	都市再開発法
根	拠 条	項	第124条の2第2項
連	絡	先	(電話 621-5269)
処分基準	基 考	事.	【基準】 都市再開発法124条の2第2項の規定による。 (個人施行者に対する監督) 第124条の2 都道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期目前に限り、その施行者に対する第一種市街地再開発事業の施行についての認可を取り消すことができる。 徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっ
			ている。
	設定等年	F月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)